

事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部

特定粉じん作業特別教育開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者は「特定粉じん作業」に従事する労働者に対して特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。（労働安全衛生法第59条第3項）

そこで、労働安全衛生法第59条第3項並びに粉じん障害防止規則第22条に基づき、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、当該業務に従事される方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和3年8月25日(水) 9:00～14:50
2. 開催場所 下関市勤労福祉会館（下関市幸町8-16）
3. 教育時間割

時間	講習科目	時間数
8:50～9:00	オリエンテーション	
9:00～10:00	粉じんに係る疾病及び健康管理	1時間
10:10～11:10	粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1時間
11:20～12:00	作業場の管理	1時間
12:50～13:10	作業場の管理	
13:10～13:40	呼吸用保護具の使用の方法	30分
13:50～14:50	関係法令	1時間

4. 受講料 会員 6,600円（消費税込） 非会員 7,700円（消費税込）
5. テキスト代 「粉じんによる疾病の防止（作業用）」 定価880円（消費税込）
6. 受講定員 30名（定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。）
7. 申込期限 令和3年7月2日(金)から（受付開始8:30～12:00、13:00～16:30 土日祝は除く）
8. 申込方法 別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。
* 受講を中止・欠席された場合は、原則として受講料は返金できません。
9. 申込先 〒750-0067 下関市大和町1-13-7 海町ビル2階
一般社団法人山口県労働基準協会 下関支部 Tel 083-267-1313

10. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

特定粉じん作業特別教育 受講申込書

Rev-2020.9

ふりがな						受講番号	
氏名						※	
正確な氏名をかい書で記入してください。							
生年月日		昭和 平成				年 月 日	
住所		(〒 -)					
勤務先	事業場名						
	事業場所在地		(〒 -)				
連絡者	氏名	所属部課		TEL	FAX		
上記のとおり受講料（会員:6,600円 非会員:7,700円）及びテキスト代（880円）計（ 円） を添えて申し込みます。 令和 年 月 日 <div style="text-align: center;">(一社)山口県労働基準協会 殿</div>							

個人情報の保護について

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管し、お申込みいただいた教育の確な実施のためにのみ使用させていただきます。

特定粉じん作業特別教育 受講票

ふりがな						受講番号	
氏名						※	
正確な氏名をかい書で記入してください。							
生年月日		昭和 平成				年 月 日	
住所		(〒 -)					
事業場名							
出席確認印	備考	1. ※欄以外の欄は、申込者（本人）において記入してください。 2. 所定の受講日を間違えた場合や、開講時間に遅れた場合等は修了証を交付できませんのでご注意ください。 3. 講習開始時間の15分前までに、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席してください。					